

学振基一第6号  
平成22年5月31日

最先端研究開発支援プログラム  
研究支援担当機関  
共同事業機関  
事務連絡担当者 各位

独立行政法人 日本学術振興会  
研究事業部長 渡邊 淳 平  
(公印省略)

先端研究助成基金助成金(最先端研究開発支援プログラム)の  
執行に際する利益排除の取り扱いについて (通知)

最先端研究開発支援プログラムでは、補助事業者の皆様に対して、助成金が国民から徴収された税金等でまかなわれるものであることに留意し、助成金の公正かつ効率的な使用に努めていただくことを求めています(交付条件2-1より一部抜粋)。

補助事業の遂行に当たり、物品や役務等の調達については、補助事業者の規程に従い実施していただいておりますが、特に自社又は連結決算ベースでの持分比率が100%の子会社・孫会社(以下、100%子会社等)からの調達については、上記交付条件2-1の趣旨に鑑み不適切な利益享受を防ぐ観点から、別紙の通り利益排除の取り扱いをまとめました。

補助事業者の皆様におかれましては、本通知に基づき適切にご対応くださいますようお願い申し上げます。なお、本通知の効力は通知の日付から生じるものとし、本通知以前の契約行為等については、対象といたしませんのでご留意下さい。また、機関の規程において、本通知以上に厳格な利益排除の条件等を定める場合には、それを妨げるものではありません。

本件連絡先： 独立行政法人日本学術振興会  
研究事業部 基金第一課  
先端研究助成係 藤野・神谷

E-mail : first@jsps.go.jp

電話 : 03-3263-1698 FAX : 03-3237-8307

## 自社調達又は100%子会社等から調達を行う場合の利益排除について

### 1. 補助事業者又は補助事業の委託先(以下「補助事業者等」という。)が自社内から調達を行う場合

#### ① 調達対象金額

- ▶ 金額の多寡に関わらず、利益排除を行って下さい。

#### ② 利益排除の方法

- ▶ 経費の計上には、製造原価又は仕入原価を用います。補助事業者等において、原価の証拠書類等が明らかにできない場合は、製造部門の責任者名によって、製造原価証明書を作成してください。
- ▶ カタログ商品等一般に販売している商品で、製造原価または仕入原価を示せない正当な理由がある場合は、下記「2. 補助事業者等が100%子会社等から調達を行う場合」と同様とします。

### 2. 補助事業者等が100%子会社等から調達を行う場合

#### ① 調達対象金額

- ▶ 1 契約 200 万円以上 (消費税込) の調達を行う場合に、利益排除を行って下さい。 1 契約が 200 万円未満の場合は、以下の利益排除手続は不要です。

#### ② 利益排除の方法

##### ▶ 相見積を徴取する場合

- ・ 100%子会社等を含まない2者以上の相見積を他に徴取した結果、100%子会社等の調達価格が他者の価格を下回った時は、利益排除は不要です。

##### ▶ 相見積を徴取しない場合

- ・ 利益相当分を排除した額を計上するとともに、相見積を行わない理由を明確にし、価格の妥当性について説明してください。
- ・ 利益相当分の排除は、まず以下のアの方法で原価を計上しますが、原価の証拠書類等が明らかにできない場合は、次にイの方法を、イの方法が存在しない場合は、ウの方法を選択してください。
- ・ ウの場合は、年度毎に、当該年度の(年度末中間)実績報告時点で直近の確定決算における値を使用し、当該年度中適用します。

ア. 製造原価又は仕入原価を証明する方法
イ. 100%子会社等との間で当該年度適用の利益率又は手数料等を取り決めている場合は、その率
ウ. 経常利益率(経常利益/売上高、小数点以下第2位を切り上げ)で利益排除を行う方法。ただし、決算上赤字等※の場合は、利益排除の必要はありません。

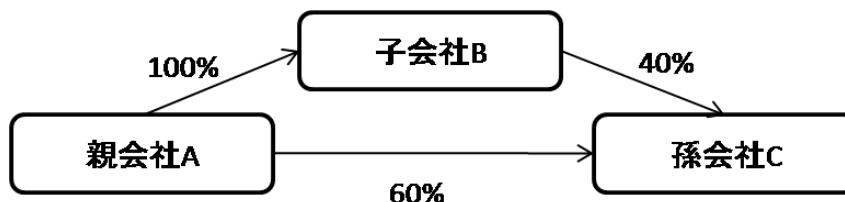
※ 決算上赤字等とは、決算書上の経常利益が「赤字」もしくは「0」のことを言います。

## 自社調達又は100%子会社等から調達を行う場合の利益排除について

### <参考>

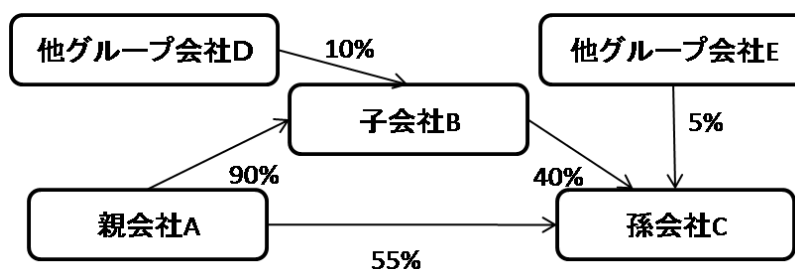
#### ■100%子会社等の考え方

① 出資関係が以下のような場合、子会社、孫会社は利益排除の対象になります。



＜孫会社 C に対する親会社 A の持分＞＝(C に対する A の出資比率)＋{(B に対する A の出資比率) × (C に対する B の出資比率)}＝60%＋(100%×40%)＝100%

② 出資関係が以下のような子会社等は、利益排除の対象となりません。



＜孫会社 C に対する親会社 A の持分＞＝(C に対する A の出資比率)＋{(B に対する A の出資比率) × (C に対する B の出資比率)}＝55%＋(90%×40%)＝91%

③ 100%子会社等が補助事業者等である場合、その親会社からの調達は、利益排除の対象となりません。

④ 期中で出資比率が変動して、新たに100%子会社等となったり、ならなくなった場合、出資比率変更日以降から、計上方法を変更してください。

#### ■1 契約の取扱い

派遣契約、リース契約、賃貸借契約のような期間を定める契約においては、契約金額（契約期間における総見込支払額）が200万円以上の場合、利益相当分を控除した単価を用いるものとします。ただし、100%子会社等を含まない2者以上の相見積りを他に徴取した結果、100%子会社等の調達価格が他の価格を下回った時は、利益排除は不要です。

また、100%子会社等との間で、年間包括／価格協定契約等を締結して発注を行う場合、原則として発注単位毎に1契約とみなします。ただし、合理的根拠を欠く分割発注により発注金額を200万円未満とすることは認められません。

旅費については、研究員1名・1回毎の出張手配を1契約として取り扱います。

以上